



各 位

2019年1月18日

会 社 名	三菱自動車工業株式会社
代表者名	取締役会長 CEO 益子 修
コード番号	7211 東証第1部
問合せ先	IR室長 佐々木 恵子 (T e l . 0 3 - 3 4 5 6 - 1 1 1 1)

当社取締役前会長による不正行為に関する内部調査結果について

当社は、2018年11月20日付けで開示しました「当社取締役会長の逮捕に関する報道について」のとおり、当社取締役前会長（前代表取締役）であるカルロス・ゴーン氏（“ゴーン氏”）が逮捕されたことに伴い、当社において、ゴーン氏が日産自動車株式会社（“日産自動車”）において行ったのと同様の不正行為が行われていなかったかどうかについて、外部の弁護士事務所に委託して内部調査を行って参りました。その結果、当社・日産自動車が折半出資で2017年6月に設立したオランダ法人 Nissan-Mitsubishi B. V.（“NMBV社”）から、ゴーン氏が Managing Director 報酬名目等で不正に金銭の支払を受けていたことが判明しました。これは、当社のあずかり知らないところで行われたものであり、2018年11月にゴーン氏が逮捕された後、日産自動車からの情報開示を受けて、当社として初めて認識したもので、その後、当社と日産自動車が合同で行った内部調査により、詳細が判明したものです。

なお、当社及びNMBV社以外の当社の関係会社においては、不正の疑いのある行為は発見されませんでした。

NMBV社に関して判明した事実の概要は以下のとおりです。

NMBV社は、当社と日産自動車の協業によるシナジー創出の促進を目的として設立され、その目的のため、2018年4月26日、当社と日産自動車は、サービスフィーとして、合わせて約1562万ユーロ（20億9500万円）を、NMBV社に支払っていました。

ところが、ゴーン氏は、このサービスフィーを原資として、2018年4月末頃から同年11月頃にかけて、NMBV社から、合計約782万ユーロ（Taxを含む、日本円にして約10億円）の支払を不正に受けていました。

この支払は、NMBV 社とゴーン氏の間で、ゴーン氏を Managing Director として雇用することを内容とする EMPLOYMENT AGREEMENT を締結するなどし、その報酬等の名目で支払われていましたが、EMPLOYMENT AGREEMENT は、NMBV 社において権限のない者によって締結されており、その他、ゴーン氏に対して、NMBV 社から何らかの報酬を支払うことに関する適正な手続もなされておりました。EMPLOYMENT AGREEMENT の締結やゴーン氏に対する金銭の支払といった行為は、ゴーン氏が、日産自動車幹部社員ら一部の者に指示して実行したものでした。その際、日産自動車幹部社員は、ゴーン氏に対して、EMPLOYMENT AGREEMENT を締結する前に NMBV 社の取締役である益子修と西川廣人氏* の了承を得る必要があると伝えたにもかかわらず、ゴーン氏は一切知らせることなく、EMPLOYMENT AGREEMENT を締結していました。そのため、上記のような事実は、益子修をはじめ、当社や当社から出向した NMBV 社の役職員には一切知らされておりました。

本件に関しては、当社として更に原因究明を進めるとともに、日産自動車とも協力して、ゴーン氏に対する責任追及を検討してまいります。

当社としては関係会社でこのようなことが発生したことを重く受け止め、子会社・関連会社を含めた内部統制の強化に努めて参ります。

*NMBV 社の取締役はゴーン氏、西川廣人氏及び益子修の 3 名。

以 上